

英國地方税財政の改革について

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 020 (DEC.20,1990)

はじめに

コミュニティー・チャージ

新しい非居住用レイト

国庫補助金

改革の影響について

改革の利点と問題点

財団法人 自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

英國地方税財政の改革について

本稿は、1990年7月25日、自治体国際化協会ロンドン事務所におけるロンドン大学グレーター・ロンドン研究所主任研究員トニー・トラバース氏の講演をまとめたものである。

ところで、サッチャー女史は、11月27日にジョン・メージャー氏に政権を譲った。メージャー内閣の環境大臣には、コミュニティー・チャージ批判の急先鋒であったマイケル・ヘーゼルタイン氏が就任し、今後コミュニティー・チャージについては、廃止されるか、少なくとも大幅に修正されることが予想される。

本稿は、地方税財政改革の大きな柱の1つであるコミュニティー・チャージ導入の背景とその概要を述べたものであり、よしんばそれが廃止されることになろうと、その重要性に鑑み、クリア・レポートとして報告する次第である。

<はじめに>

本年4月1日から実施された地方制度の改革によって、現政権の地方自治に関する戦略は、その半分が実現されたにすぎなかった。政府の狙いは、地方団体の財政、行政サービスの実施方法、そして地方行政に携わる人々の考え方までも変えようという極めて包括的なものであった。政府は、地方団体のことを大学、行政機関、組合などを含む既存の社会組織と同様に、伝統的な殻に閉じ籠っていると見ており、これを経済の発展に対応できるような仕組みに変える必要があると考えているのである。

今回の改正についてみても、レイト(Rates)に代えてコミュニティー・チャージ(Community Charge)が導入されただけではない。教育行政、住宅行政について大幅な変更が加えられたほか、ごみの収集・処理、道路の清掃などの住民サービスについては、民間企業との競争という市場原理が導入された。ロンドンでは、内ロンドン教育庁(Inner London Education Authority = ILEA)が廃止され、その責務は13の区(London borough council)に移管された。資本支出に影響を与える改革も行われた。

本日のテーマは地方税財政の改革であるが、それのみにとらわれずにその背景も含め、地方制度について広くお話をしたい。

1979年にサッチャー内閣が成立して以来、政府は毎年地方団体に関する法律を制定し、今日までに50以上の法律が制定された。今でも地方団体は、総労働人口の10分の1にあたる200万人の職員を抱えている。経常支出は実質的には以前よりも増加しており、公共支出の25パーセント、GNPの10パーセントを占めている。そこで、地方団体の公共支出を抑える政策が展開されたが、当初の目的を達成することができなかつたため、コミュニティー・チャージの導入を含む改革が実施された。

これらの改革は、地方団体の性格そのものを変えようとするものである。この方針は、「地方団体を行政サービスの提供者（providers of services）から助力者（enablers）に変える」という政府の声明の中に明らかにうかがえる。すなわち、地方団体は、直接のサービスの提供者としてではなく、時には住民に必要なサービスが民間企業によって提供されるよう側面から助力する者として機能するよう期待されている。助力者は提供者ではないという言葉は、今日では使い古された言葉になってしまったが、依然上記のような改革を下から支える力となっている。

ポール・タックス（Poll Tax）の導入によって、三つの改革が同時に実現した。

第一はポール・タックスの導入自体であり、これに伴ない居住用資産に係るレイトは廃止された。コミュニティー・チャージは、ポール・タックスの正式な名称である。イギリスには革命や反乱がほとんどなかったが、もしあつたとすれば、その一つは1381年のワットタイラーの乱（the Peasants' Revolt）である。この反乱はロンドン東方のイースト・アングリア地方で起きたが、その原因はポール・タックスの賦課であった。したがって、イギリス人は、ポール・タックスという言葉には歴史的な理由により、あまり良い印象をもっていない。そこで、政府はコミュニティー・チャージという良い印象を与える言葉を用いたが、ポール・タックスのほうが使いやすいので、ほとんどの人はこちらを使っている。首相でさえも、議会では時々ポール・タックスといってしまっている。

第二は非居住用資産に係るレイトの廃止である。非居住用レイト（Non Domestic Rates）は地方税として廃止されると同時に国税に移管され、譲与税として地方団体に還元されることになった。

第三は国庫補助金の改正である。レイト助成交付金（Rate Support Grant）が廃止され、それに代えて新地方交付金（Revenue Support Grant）が導入された。

地方団体の収入の中でこれらの占める割合は、それぞれ30%、25%、45%である。この中で、全体の70%を占める新しい非居住用レイトと新地方交付金は国によって決定され、地方団体の関与する余地はない。残りの30%を占めるに過ぎないコミュニティー・チャージは、地方団体自体でその水準を決定するものであり、これが大変重要な意味をもっている。

<コミュニティー・チャージ>

レイトは、長い歴史をもつ税である。今日わかるだけでも、1601年のエリザベス1世の救貧法（Poor Law）にまで遡ることができる。同法は、教区に住む人々の財産に比例した課税権を教区に認めたものであり、その財源で貧民を救済しようとした。この税金が、イギリスのすべての税の起源である。今世紀の初頭まで、レイトが所得税をはるかにしのぐ最大の税であった。売上税はなかった。第一次世界大戦では戦争遂行のため、その後も福祉国家への移行とともにますます巨額の税収が必要となり、所得税が最大の税となった。第一次世界大戦までは、社会福祉は地方団体が行っており、そのことからも国は戦争のよ

うな場合を除いては所得税を必要としなかったのである。

20世紀を通じ、政府の委員会では地方団体にふさわしい税を探し求めてきた。その結果、税収を得るためにレイト、すなわち財産税 (property tax) が最も良いと考えられた。しかし同時に、地方団体間の格差の解消がいつも問題とされた。ロンドンやマンチェスターあるいはバーミンガムは、いつも農村地域の地方団体よりもレイト収入が多かった。そこでこの格差を解消するために、今世紀のかなり早い時期に国庫補助金が導入された。しかし、この国庫補助金はあまりにも複雑だという批判が常にあった。そこで20世紀を通じ、この制度の正式な改革案が何度も提案されたが、何も実施されなかった。レイトの仕組みは、全く変わらなかったのである。中央政府が法律で地方団体の責任と定めたことを実施するため、地方団体は自由にレイトの税率を決定することができた。

しかし、1960年代後半よりレイトに対する関心が高まった。このような関心の高まりは、1945年以降の福祉国家の成立と教育行政等の充実に伴うものであった。支出の増加に伴い、地方団体はその財源をレイトに求めざるを得なかったのである。

レイトはすべての家屋所有者によって負担されたが、小さな家屋に住み所得の少ない者は、大きな家屋に住み所得の多い者と比較して、所得対比でみるとレイトの負担割合が大きかった。この問題が、1950年代、60年代の保守党、労働党に共通する問題であった。

当時の保守党は、今日のそれと比較してより社会民主党的色彩が強かったこともあり、レイトは逆累進的であるというのが党内の共通した認識であった。そこで、1950年代後半にこの問題を検討するための委員会が設立された。そして、この委員会の答申に基づき、1966年に政権の座にあった労働党は、レイト割引制度 (rate rebates) を導入した。この制度により、低所得者のために中央政府が直接レイトの一部または全部を支払うこととなった。この時、労働党政権は、すべての家屋所有者のための補助金も創設した。これらの制度によって、レイトの重圧を和らげようとした。これにより、何百万人もの人がレイトをまったく、あるいは一部しか負担しないこととなり、住民の税負担と地方団体の支出との関係が不明確となった。これらの住民にとっては、税の負担がほとんどないので、税率がいくらに設定されても構わなかったのである。また、すべての家屋所有者のための補助金を創設したことにより、地方団体の支出の一部は地方税の納税義務者ではなく、国税の納税義務者によって負担されることとなり、この制度の導入によっても、地方の責任 (local accountability) が不明確になった。しかし、労働党政権にとって、1966年の総選挙に勝つためには、この政策が必要と考えられたのである。

かくて、レイトの仕組みは、これ以上変わらないまま1970年台へ入っていく。70年代初めに王立委員会が、地方団体の構造、境界、および行政サービスについての答申を行い、1974年には、地方組織の大改正が行われた。現在、ロンドン以外の県 (county) とディストリクト (district) は、この時設置されたものである。ロンドンについての改正は、1965年に実施されている。

地方団体に関する1974年の改正は、イギリスの政治地図を変えたが、財政制度は変えなかった。そのため、新しい地方団体を支える財政は、旧態依然のレイトであった。1974年の改正が実施された当時は、たまたまイギリスでかなりのインフレが進行中であったこともあり、地方団体の支出、ひいてはレイトが大幅に高くなかった。これが引き金となって、地方団体の財政を審議するためのレイフィールド委員会（Layfield Committee）が設立された。

同委員会は、政府に対して地方財政を国に集中し国庫補助金を強化する代わりに、地方財政の自主性を削減するか、地方所得税を導入し国庫補助金を減額して、地方団体の自主性を高めるかという二者択一の提案を行った。私のロンドン大学の同僚であるG・ジョーンズ教授は、この時のメンバーであった。この答申は1976年に出たが、労働党政府はこの提案を拒否した。右か、左かではなく、中道に行くのが我々の希望であるというのが労働党政府の当時の意見であったが、これはいかにもイギリスの国家公務員的な意見といえる。

結局、地方財政については何の改正も行われなかった。実際問題としても、当時の労働党政府は、議会の絶対多数ではなく、たとえ改正を行いたいと希望したとしても不可能な状態にあった。

1979年にサッチャー内閣が政権についたが、それ以前の重要な事件として1974年の二度の総選挙がある。2月の総選挙で労働党は多数を制しないまま組閣し、10月の総選挙で僅か3票を越えただけであったが絶対多数を制した。ただし、この絶対多数は、補欠選挙で後に失う。この時の選挙公約の中で、保守党は居住用レイトを廃止することを宣言した。当時の影の環境大臣がサッチャー女史であった。この時の保守党党首はヒース氏であったが、同氏は女史に家屋所有者を引き付けるような政策を提案するように命じ、その結果でてきた政策の一つが居住用レイトの廃止であった。そこで、1974年から居住用レイトの廃止が、保守党の公約となつた（弱い公約ではあったが）。

1979年の総選挙で保守党は、もし所得税を減税することができたら、その後に居住用レイトを廃止すると表明した。したがってこれは、どちらかというと弱い公約であった。政府の第一の狙いは所得税の減税であった。そして、所得税の減税の次に、かつて労働党政府が行ったように、地方団体に対する国庫補助金を減額することを大きな目標とした。

国庫補助金は1975年度にピークに達し、地方団体の経常支出の66%を占めるに至った。そのため労働党政府も、政権末期の数年間は財政に苦慮し、国庫補助金を61%まで削減したが、保守党政府もこれに習おうとしたのである。80年代に保守党政府は、国庫補助金を61%から45%まで削減したが、この不足分がレイトの請求書として我々の方に回されてきた。

結局、1979年から80年代半ばまでの間に、保守党政府は国庫補助金を大幅に削減し、所得税減税を補填したのである。しかし、国庫補助金を削減された地方団体は、その支出以上にレイトを増税したので、レイトの評判はますます低下した。しかし、それでも

まだ居住用レイトの廃止が正式に決まったわけではなかった。1979年以降、保守党政
府内にも居住用レイト廃止のための圧力団体が作られていた。1981年の政府刊行物
(Green Paper)の中で、政府は居住用レイトに代わる4つの方法を示唆した。

その第一は居住用レイト自体の存続であり、第二は地方所得税 (local income tax) 、
第三は地方売上税 (local sales tax)、そして最後にポール・タックスが挙げられた。ポ
ール・タックスという名前が出てきたのは、これが初めてであった。このグリーン・ペー
パーの中では、他の三つの案と比較して、居住用レイトが最もすぐれた案であると述べら
れていた。他の三つの案は、それぞれ多くの問題を抱えていた。

まず地方所得税について、大蔵省は、所得税は国の経済運営 (economio management)
のために必要であり、国以外の者が所得税をコントロールするのは望ましくないと考
えていた。とくにサッチャー内閣は、所得税の減税を政策の柱としており、地方団体による所
得税の課税は、そもそも問題にならなかったのである。

売上税は間接税でもあり、所得税よりは可能性があった。しかし、この税にも問題があ
った。売上税による税収は年によって大幅に変わるので、地方団体にとって税収の見積も
りが難しいこと、都市部と農村部では、税収に格段の差が生ずるので、それを埋めるため
の巨額の国庫補助金が新たに必要となることである。

しかしながら、一番大きな問題は越境 (border hopping) であった。アメリカのような
大きな国であれば、州を越えて税率の低い州に行くには、何百マイルもドライブしなけれ
ばならないが、イギリスのような小さな国では、人々は税率の高い地域から低い地域に簡
単に買い物に出かけるであろうし、商店 자체が移動する可能性も出てくる。そのため、地
域によって非常にうまくいく地域と際限なく落ち込む地域が出てくる。さらに、売上税の
導入は、EECのルールに反する可能性もあった。

最後のポール・タックスは、非常に分かりやすいという特徴があった。1981年のグ
リーン・ペーパーでは、ポール・タックスは税率が一律のため、それほど大きな税収は見
込めない、せいぜい一人当たり100ポンドから120ポンドだろうと予測していた。し
たがって、同ペーパーでは、ポール・タックスはそれのみで地方団体の税となるよりも、
他の税と組み合わせて地方税を構成するような性格の税と考えられていた。しかし、この
ペーパーからは、これ以上のものは出てこなかった。

1983年の保守党の公約で、財政改革については何も述べられていなかった。再びこ
の問題は、方向が分からなくなってしまったのである。しかし、同公約では、高支出・高負担の地
方団体の課税制限命令 (rate capping) と大ロンドン都および大都市圏内の6つの県の廃
止を提案している。1983年の総選挙で保守党が勝ったので、この公約が実現したこと
はご承知のとおりである。

ところが、1985年のスコットランドの思いがけない選挙結果から、スコットランド
では居住用レイトが廃止されることになった。スコットランドとイングランドでは、居住
用レイトについて、いくつかの点で仕組みが違っていた。その一つが課税評価額の変更

(rating revaluation) であった。スコットランドでは、法律で5年に一度評価替えをすることが義務づけられていたが、イングランドとウェールズでは、『することができる』と規定していた。そのため、1973年がイングランドとウェールズの評価替えの年に当たっていたが、労働党政府はこれを行なわず、保守党政府も1978年および1983年の評価替えを行わなかった。一方、スコットランドでは、法律の規定どおりに評価替えが実施された。なぜこのような差がでたのかというと、スコットランドでは評価替えが地方団体の責任であり、イングランドとウェールズでは国の責任となっていたためである。

スコットランドでは、評価替えが行われる前から、税を負担する者が大幅に変わることが予想されていた。結果を見ても、居住用資産については、税負担が小さな家屋の居住者から大きな郊外住宅の居住者へと大幅に移動した。これは、現政権の支持者に税の負担が移行したことを意味した。非居住用資産についても、保守党政府がスコットランドに誘致した新しい小さな企業、ベンチャー・ビジネス、コンピューター企業に大きな負担がかかることとなった。そのためスコットランドの評価替えは大変評判が悪く、政府はただちにスコットランドの居住用レイトを廃止することを決定した。このような決定をした以上、保守党政府は、イングランドとウェールズでも居住用レイトの廃止を行わざるを得なかつたし、改めて居住用レイトに代わる税を見つけねばならないことになった。

この時点でも、地方所得税はただちに除外された。サッチャー首相が一番好んだのは売上税であった。間接税であること、住民の目に付きやすいことから、政府はこの税の導入を真剣に考えた。しかし、EECのルールに反するといった問題のあることに変わりはなかった。かくて消去法で残されたのが、ポール・タックスであった。

1986年のグリーン・ペーパーの中で、政府は、居住用レイトを廃止するとともにポール・タックスを導入すること、国税として新レイトを導入すること、新地方交付金を創設することを発表した。

もともとレイトは、道路の清掃、街灯の設置、警察、消防といったそれほどお金のかからない地方団体の支出のために用いられてきた。したがって、福祉国家の成立による急激な経費増に十分対応することはできなかったのである。これは長期的な理由だが、短期的には、保守党政府は家屋所有者、資産所有者のための政党であり、資産に対する税は好ましくないというのもレイト廃止の理由であった。

とにかくレイトは廃止された。政府は、レイトの廃止とポール・タックスの導入により、地方団体の責任がより明確になることを今回の改正の理由とし、その具体的裏付けとして、次の二点を挙げている。

第一は、納税者の増加である。レイトの納税者は1800万人であったが、そのうち400万人は公営住宅(council house)に住んでおり、家賃とレイトを一つの請求書によって納めていたので、実質的なレイトの納税者は1400万人に過ぎなかった。他方、ポール・タックスの納税者は、3600万人と見込まれているので、納税者は激増するし、そうすれば、地方団体に無責任に高支出を求めなくなると考えたのである。この3600万

人という数字については、一軒の家に夫婦、子供と一緒に住んでいる場合には、通常は家計が一体となっており、世帯主が納税することになるので、それを考慮すると納税者は2400万人に過ぎないという反論がある。

第二は、ポール・タックスと地方団体の支出が直接結び付けられたことである。すなわち、今回の改正でポール・タックスの他に新レイトと新地方交付金が導入されたが、後二者を地方団体にいくら配分するかは政府が決定することであり、地方団体に決定権はない。新レイトと新地方交付金額は、1月までには決定されるので、翌年度の予算編成にあたり、地方団体はポール・タックスの総額を決めれば、予算総額を決定したことになる。したがって、地方団体が翌年度の支出をどの程度増額するかは、直接ポール・タックスに影響することとなる。

ある地方団体について考えてみよう。その団体の支出額を国は1億ポンドが適當と考えており、また、国から配分される新レイトと新地方交付金の総額を7000万ポンドとしよう。この地方団体では、翌年度の支出総額を1億ポンドとすると、ポール・タックスは3000万ポンドとなる。また、翌年度の支出総額を1億500万ポンドとすると、ポール・タックスは3500万ポンドとなる。1億500万ポンド支出しようとすると、支出総額は5%しか増えないが、ポール・タックスの増加率は、3000万ポンドから3500万ポンドへと約17%増加することになる。

以前の制度では、地方団体が支出を増加しようとする時には、まず非居住用レイトを増税した。この改正前は、非居住用レイトは地方税だったので、当該地方団体がその税率を自由に決定できたのである。また、国庫補助金も地方団体の支出が増加すると増加する仕組みだったので、地方団体の支出増がただちに居住用レイトの増税には結び付かなかった。

いずれにしても、このような理由から政府は、今度の改正によって地方団体の責任がより明確になったと述べている。

また、政府は今度の改正で、税制がより公平になったと述べている。これは最も異論の多い点だと思う。政府が公平だとする理由の第一は、誰もが税を負担するようになったことである。第二は、住民がポール・タックスの請求書をみた場合は、地方団体の行政サービスのための請求書と考えるようになったことである。

これに対する反対論者は、金持ちも貧乏人も同じ負担をする税がなぜ公平かと反論している。勿論、一番貧しい人達には社会保障制度があるが、それは例外であり、ほとんどの人達はいずれも同じように税を負担している。これに対して政府は、誰もが市場では同じ葡萄、同じミルクを買うのに同じお金を払うではないか、同じ行政サービスについて同じ税を支払って何がおかしいと反論している。私企業に対して同じように支払うのであるから、行政サービスについても同じように支払うべきだとする考えは、公平についての新しい概念である。

しかし、市場の例は不合理である。市場では、買うかどうかは自由であるが、行政サービスについては選択の余地はないからである。また、市場では、買う物と同額の支払いを

するが、支払う税と受け取る行政サービスの価値は等しくはない。子供の多い家では、地方団体から受けるものが多いと思われるが（教育行政には多額の経費を要するので）、子供のいない家では地方団体からほとんど何も受け取らない。とにかく、この改正の理由は、地方団体の責任の強化と公平性の拡大ということであった。

ここでポール・タックス、新レイト、および国庫補助金の仕組みについて、すこし詳しく述べよう。

まず、ポール・タックスだが、これの正式な名前はコミュニティー・チャージである。税率は一律であり、ほとんどの成人に課税され、課税免除の範囲は非常に限られている。3600万人の納税者のうち、課税免除の対象となるのは100万人未満であり、その主な対象者は、施設ケア（residential care）の対象となっている老人や、もはや自宅には住めないで病院に入院し、介護されている老人である。このような老人は、30万人いると考えられている。重度の精神障害者も免除の対象となるが、身体障害者は対象にならない。外国の外交官とイギリスの旅券を持たないその扶養家族、外国の駐英軍人、収監されている者、修道士および修道女、18才以上の学生でその両親が児童手当をもらっている者、完全にまたはほとんど無償でコミュニティー・ボランティヤーとなっている者、決まった住所をもたないものも課税免除の対象となる。

以上が課税免除の主な例であるが、これ以外に課税割引き（rebates）がある。

第一は、フルタイムの学生（正規履修コースに在籍している学生）は、税金が80%割引きされる。

第二に、大多数の納税者も課税割引きの特例が適用される可能性はある。すなわち、所得および扶養親族の数に応じて、課税請求額の最高80%まで課税割引きされる。

3600万人のうちの900万人は、何らかの形での課税割引きを受けられる可能性がある。これは単に可能性があるということであって、確実に課税割引きを受けられるということを必ずしも意味しない。他方、その他2700万人は、課税割引きはないといってよい。

以上は、パーソナル・コミュニティー・チャージ（personal community charge）である。

ポール・タックスは、パーソナル・コミュニティー・チャージのほかに、スタンダード・コミュニティー・チャージ（standard community charge）とコレクティブ・コミュニティー・チャージ（collective community charge）がある。

まずスタンダード・コミュニティー・チャージと称されるものであるが、それは借家やアパートの所有者に対して課せられるものである。地方団体は、パーソナル・コミュニティー・チャージの支払いがない空き家やアパートを把握しており、そこではスタンダード・コミュニティー・チャージを課すことになる。そのため、これは遊休資産に課せられる資産税としての性格をもつ。地方団体は、一定のルールの下、パーソナル・コミュニティー・チャージの最高2倍までのスタンダード・コミュニティー・チャージを資産に課すことができる。仮にロンドン郊外に日常的には誰も生活しておらず、そのためにポール・

タックスの支払いがない空き家がある場合、その地方団体は、パーソナル・コミュニティ・チャージの最高2倍までをその資産に課税することになる。つまり、そのような資産に約700ポンド前後支払うことになる。その金額は、従前の税制の下で支払っていた金額のほぼ平均である。この税は、いくつかの事例を検討するうちに、驚くほど不公平であることが明らかになってきた。

多くの家は、セカンドハウスという理由で必ずしも空き家になるものではなく、偶然にも不測の事態により空き家となることがある。例えば、交通事故により両親をなくし、両親の家を相続した幼児がいるとする。その女の子は、例え収入が全くないとしても家の所有者であり、スタンダード・コミュニティー・チャージの支払責任があるということから2倍のポールタックスを請求される。

もう1つの問題は、キャンピングカーである。キャンピングカーは、課税評価が概して低いが、新税制ではセカンドハウス扱いとなった。しかし、政府は、地方団体がキャンピングカーにパーソナル・コミュニティー・チャージ以上の金額を課税できないという規則を設けた。以前は、年30～40ポンドの税が課せられていたが、新制度では年360ポンドが課せられることになった。

クリス・パテン環境大臣は、最近の声明の中で、このチャージについては免税、変更を含んだ新しいルールが翌年にはでき、特定の人々は負担が軽減されることになるということを明らかにした。このようにスタンダード・コミュニティー・チャージは、遊休資産、空き家に対するものである。

第3としては、コレクティブ・コミュニティー・チャージと称されるもので、これは移動が激しい滞在者（短期滞在者）のための収容施設に課せられるものである。短期滞在者は出入りが激しいため、地方団体が完全に把握し、登録するのはかなり困難である。このような施設では、短期滞在者を把握している施設所有者が、実質的には短期滞在者からコミュニティー・チャージを徴収することになり、その後管理費として徴収額の5%を差引いた額を地方団体に納入することになる。ホステルのような宿泊施設に一泊滞在した場合、パーソナル・コミュニティー・チャージの額×365分の1がコレクティブ・コミュニティー・チャージとなり、平均約1ポンドがこのホステル料金に加算される。実際、このコレクティブ・コミュニティー・チャージはかなり面倒なものであるため、多くの地方団体はその指定にかなり消極的ではある。しかも、公正に税金を徴収し、地方団体に納入する役目がホステルの所有者に一任されているため、悪用される可能性もある。徴収せずにすむなら避けて通りたいと考えている地方団体がいることは確かなようである。何種類かの固定資産は免税扱いであり、このようなものとしては浮浪者のための施設、救世軍施設が挙げられる。

このような種類の税金を管理運営するためには、登録制度を作り上げることが重要である。英国には身元を確認する登録制度が、中央政府にも地方団体にもない。そのため、まず地方団体は、その区域で生活しているすべての成人的登録を実施しなければならなかっ

た。その登録手続は昨年実施され、同年の12月までに終了されなければならなかった。区域内全戸に調査票を送りつける方法が、地方団体が採った手段であった。

ともかく地方団体は、まず地方税票から家屋、アパート調書を作り上げ、家主、あるいは他の責任者がその住居に誰が暮らしているのかを書き込み、提出しなければならない調査票を各戸に送付した。こうして登録は作り上げられた。そして生活する場所、あるいは移動先での登録調書に自分の名前を掲載することが個々人の責任とされた。その責務は地方団体ではなく、個人としての我々にある。つまり、仮に生活の拠点を移動するとしたなら、今まで生活していた地をいつ離れ、新居住地にいつ到着するか、それぞれの地方団体に報告する責任は我々にあるということになる。結果として、政府が予想した全成人の99%が登録されたことになり、登録の手続は多くの国民の協力により、かなり成功したといえよう。少々疑わしい点としては、ある地方団体が、区域内人口数の110%以上の住民を登録したことがあげられる。もっともこれは、もともとの人口数が正確でなかったことによるものであろうが。正確な理由は不明であるが、1981年の国勢調査に基づく人口概数が、明らかに間違っていたことは疑いのないところである。したがって、数値の点では、地方団体は政府が予想した人口数のほぼ100%をカバーしたといえるが、これはそれぞれの地方団体の努力の成果というよりは、もともとの人口の実数値が下回って報告されたことによるものということができよう。多くの地方団体では、予想された人口数の95%～110%の間におさまった。もちろん例外もある。人口の流入出の激しいロンドン東部のタワー・ハムレツ区(Tower Hamlets)では、80%～88%の間であった。一方、ある地方団体は100%以上を記録した。ウェストミンスター区(Westminster)は113%であった。いずれにしても多くの人々の協力により、登録はかなりうまくいったといえる。

ところで、ポール・タックスが導入されたことにより、新たな問題が生じてきた。今だにポール・タックスに対して、かなりの政治的圧力を加えている区域がある。ある区域では合法的に、またある区域では未納というような非合法的手段に訴えているところがあるため、スムーズに進められることは非常に難しいといえる。現在までポール・タックスをいくら納入したか、また何人の人々がその支払いを遅らしているかなどに関しては、かなりばらつきがある。国民一般がその実情を知るということは、政府や地方団体にとっても、反ポール・タックス運動家にとっても重要なことである。ポール・タックスを支払っている人々は、他人にもそうするよう勧めるであろうし、支払っていない人もまた同じようなことを行うであろう。そこで、これらの集団間で実情に関する論争が生じている。

最近行われた歳入評価研究所 (Institute of Revenue Rating and Valuation) の調査によれば、ポール・タックスは従前のレイトよりも徴収率が低いという。財政担当者が予想したよりも低いという。すなわち、通常はこの時期までにレイト総額の約40%に相当する税収が見込まれていたが、現在の税収分は、ポール・タックス見込総額の20%から25%にすぎない。したがって、これだけの歳入では不十分であるため、地方団体では借

入の必要が生じてきている。

このことは、取りも直さず、公的部門の借入金依存度を高めることになる。英國の公的部門の借入金依存度は、ここ2、3か月、予想値と比較するとかなり高水準であったことを新聞等で目にされたことと思う。これは、ポール・タックスからの税収にとって替わる短期借入金を、多くの地方団体が借り入れたことに起因する。

では、最終的にポール・タックスはうまく機能するのであろうか。自分なりの意見としては、うまくいくとみている。ポール・タックスが集まりにくいというのは、構造的な理由がある。つまり、10回の分割払いが正当な権利として認められているからである。分割払いを拒否しない限り、分割払いとなるような制度となっている。従前のレイトの際には、分割払いを選択しなければ、一度に全納というシステムになっていた。当然のことながら多くの人々は、納入方法も簡易なことから10回の分納で支払っている。したがって、10か月かけて支払うことになる。勿論、今年の初めに一括払いをポール・タックスを支払った人々もいる。20%～25%という数字は、今までまだ滞納している人が、かなりいることを示している。滞納の率は、全体の5%から30%、40%までと地域によってばらつきがある。

今年度末には一体どうなるのであろうか。誰も予想することはできない。ポール・タックスを昨年導入したスコットランドの実例からは、都市部では納入実績が伸びず、比較的地方圏でうまくいくことになるであろう。グラスゴーやエジンバラのある区域は、昨年のポール・タックス分に関して、現在でもかなりの滞納金がある。これは多くの地方団体が予測した数値よりもかなり高くなっている。政府および地方団体は、年度末の滞納者が10%に及ぶ場合、実際ポール・タックスを既に支払った人が、結果として滞納者の分まで負担しなければならないことになることを懸念している。つまり、滞納者が10%に迫るときは、私たちは今まで以上のポール・タックスを納入しなければならないことになる。そのため皆がポール・タックスを支払うことが重要である。来年度半ばになって初めて、イングランドにおける納入者の数が判明することになる。

ポール・タックスの滞納者がいれば、地方団体は即刻、督促状を送ることになる。それでも未納の場合は、案件は下級裁判所の場に持ち込まれ、地方団体は支払命令を出す手続きに入る。下級裁判所がその支払命令を認可すると、地方団体は3つの行政行為を執行することができるようになる。しかし、それらは同時に執行することはできない。

まず第一に、地方団体は、滞納者が勤務している雇用者のところに出向き、給与差押書を取りつける。次に滞納している被雇用者の給与から滞納相当額を天引きさせ、滞納額を納めさせる。

第二に、滞納者が失職中で社会保障給付金を受けている場合、地方団体は給付金差押書を取りつける。そして、滞納相当額は、その給付金から差し引かれて地方団体に入ることになる。

第三の最終的な法的手段は、司法権を有する差押執行官に現地に出向いてもらい、滞納

額に相当する物品を差し押さえ、持ち主の住居から運び去ることである。最後の手段はかなり手荒なものであるため、今のところ頻繁に実施されてはいない。しかし、レイト制度の下では実際執行されたことがある。確かにそれは伝統的な手段であるが、多くの地方団体では、その執行を慎重に取り扱ってきた。その理由としては、新聞やテレビなどのマスコミの報道を気遣ってのことである。また、地方団体の評判に傷がつくことにもなりかねない。これまで裁判所は、地方団体が行う支払命令の認可につき、かなり時間をかけて対処してきた。それは、一つには裁判所に出願するものがかなりいたということと、彼等が裁判所で陳述を行い、そのことが裁判を長引かせたためである。このため我々は、裁判所が問題の解決に向け、どのくらいの時間をするのか注視していく必要がある。

<新しい非居住用レイト>

ポール・タックスは、地方団体歳入のわずか約4分の1から3分の1を占めるにすぎない。残りの4分の3から3分の2は、新しい非居住用レイトと政府からの補助金による。新しい非居住用レイトは、事実上、国税となった。昨年まで非居住用レイトは、居住用レイトとともに地方団体によって決定され、その徴収も地方団体によって行われた。ところが、今ではその徴収に関しては依然として地方団体の責任であるが、徴収された税金はそのまま国庫に収められる。したがって、地方団体は、実質上国の代理機関として機能している。このようにして中央政府は、実質的には地方団体を通して非居住用レイトを集め、その徴収した税金を地方団体に配分する。今年度の非居住用レイトは、100億ポンドにのぼった。英国には3600万人の成人があり、100億ポンドをこの3600万人で割ると、1人あたり約292ポンドとなる。このため地方団体は、1人あたり約292ポンドの交付金を受けとる。

ところで、この非居住用レイトについて、今年度と昨年度の相違に目を向けたとき、多くの地方団体は、相当な影響を受けることになることが判明する。

一例を挙げると、巨額の非居住用レイトの財源を有していたウェストミンスター区では、昨年度までは国の標準よりかなり高いレイトによる歳入があった。ところが今では、国庫から成人1人あたり292ポンドの交付金を得るのみである。他方、工場や店などの企業がないために、今まで非居住用レイトからの歳入がそれほど多くなかった地方圏の地方団体でも、今年度は国庫から成人1人あたり292ポンドの交付金を得ることになる。極端ではあるが、仮に英国内にあるすべての事業所が、ある一か所の地方団体にまとめられたとしても、今や非居住用レイトは、地方団体経由で国庫に収められ、地方団体はその中から交付を受けるので、他の地方団体は全く問題ないということになる。問題が起きるとしたら、事業所が移転するために雇用機会が失われるということだけである。

しかしながら、今回の新しい交付金配分の方法では、ある意味で地方団体に大きな影響を与えることになる。とりわけ、非居住用レイト納税者（企業）に対する影響が懸念される。それは、2通り考えられる。

第一に、課税根拠の再評価がなされた。その結果、以前の資産評価の約10倍となってしまった。

第二に、イングランド内の企業は、その資産に対して同率の税率をもつことになった。昨年まで地方団体は、独自に税率を設定したため、例えばケンジントンやチェルシーの1ポンドあたり112ペンスの税率から、北部ロンドンにあるハーリングイの1ポンドあたり400ペンスの税率までと格差があった。このことは、仮にケンジントンに1000ポンドの価値の資産をもっていたとしたら、1120ポンドの納税が必要であることを意味する。たまたま、これと同じ価値の資産をハーリングイにもっていれば、4000ポンドの税金が必要である。今度の改正による新税制では、1ポンドあたり同率の税率が適用される。この税率は、1ポンドあたり34.8ペンスである。そのため、昨年と比較して、納税額が増加するところと、逆に軽減されるところがでてきた。特に小売業・卸売業はレイトがアップし、オフィスも若干アップしたが、製造業、倉庫業ではダウンした。ロンドン中心部にある店で、200から300%もの上昇率のところもある。北部イングランドのある工場では、15%ないしそれ以上の下げ幅のところがある。また、同じ業界内でも地域間の格差が生じてきている。

このように新しい再配分が実施されることになるが、地方団体自体は、個々の企業や事業主が納める納税額にかかわらず、確実に1人当たり292ポンドの歳入を得ることになる。

いずれにしても、非居住用レイトは、今回実施された改正の柱の一つであるということができる。

<国庫補助金>

改革の第三点は、補助金である。多くの国々でそうであるように、英國でも補助金のシステムは複雑である。しかも、原則のみならず、実際の算定についてもかなり複雑なやり方を取り入れている。実際、補助金を取り扱っている役人でさえ、理解している人は数少ないと推察される。

財政需要は、地方団体ごとにそれぞれ異なるものであり、補助金はこの財政需要を穴埋めするものである。例えば、子供たちの社会的な背景が異なるために、すべての子供に対し十分な教育を施すことが難しい地方団体があるとする。ロンドンには、100以上の母国語を話す子供たちのいる地区がある。100以上の母国語といっても大部分はインド語の変則型であるが、ロンドンのある地区では、英語が少数派となっており、子供たちの何人かは他の子供たち以上の教育が必要となっている。

また、地方団体によっては多くの老人層を抱えており、そういう地域では社会福祉の支出も高くなる。犯罪の問題を抱えているところもある。

これらの問題を解決する打開策としては、中央政府と地方団体との交渉の結果作成される試算式に基づいた補助金システムがある。交渉の結果まとめ上げられた最終案は、必ず

しも両者が満足のいくものではないものの、交渉の過程で地方団体が影響を与える、それぞれの地方団体に共通する要求が反映されたものである。ここで、地方団体がサービスを提供するのに必要な支出に対して政府が決定する補助金額は、成人1人あたり何ポンドという形をとる。これは、最も低い地区のドーセット・ディストリクト (Dorset District)では大人1人あたり600ポンド、最も高い地区のタワー・ハムレッズ区では大人1人あたり1800ポンドとかなりのひらきがある。

補助金システムが効率的に機能するための方策は、政府に対する財政需要の最も低い地方団体への補助金をゼロとし、それ以外の地方団体へは、それぞれの財政需要に応じて補助金を交付することである。そのため地方団体の財政需要を見積り、どの地方団体が一番高く、そしてまた一番低いのか見極め、財政需要が一番低い地方団体のレベルに合わせるように補助金を交付する。補助金は、このように地方団体の財政需要を均一化するために支出される。補助金総額は約130億ポンドで、そのうちの30億ポンドは、政府が政策目標として掲げている特定目的のために費やされる。そして、残り100億ポンドが上記の方策のために交付される。この補助金は、非居住用レイトからの歳入と同様、地方団体の一般歳入に繰り入れられる。このように130億ポンドのポール・タックス、100億ポンドの補助金、100億ポンドの非居住用レイト、これらすべてが地方団体に入り、一般歳入の一部となる。それらは、特定目的のために費やされるものではなく、~~適宜~~、地方団体の一般サービスのために支出される。

30億ポンドの新地方交付金について、これは例えば地方団体がその用途を自由に決定できない警察支出や教育予算への補助金である。この新地方交付金は、財政需要を均一化するという意味では、前の補助金と同類のものである。しかし、旧制度では、レイトによる1人あたり課税評価がまちまちであったため、それをも均一化する必要があった。

新制度では、課税根拠の相違を均等にする必要はない。ポール・タックスは、課税根拠が人そのものであり、同じ地方団体内ではその課税根拠の相違を気に留める必要はない。地方団体が考慮すべき点は、財政需要の相違のみである。このため地方団体は、非居住用レイトの新配分方法、補助金の新配分方法により、政府から1989年の交付額とかなり異なる額を受け取ることになる。そして、この新補助金および新非居住用レイトの制度により、地方団体では歳入が減るところと増えるところがでてきた。歳入減となった地方団体は、ロンドンやその他の大都市であった。イングランド北部の地方団体も同様であった。歳入増となった地方団体は、ロンドン以外の富裕地方団体や外ロンドンの区、イングランド南西部、およびミッドランドの地方団体であった。

歳入の面での金額の変化は、非居住用レイトの再評価に対して別の衝撃を与える。一般的に、北部では非居住用レイト、特に事業主からの歳入が減少する傾向にあり、南部では逆に増加する傾向にある。しかし、補助金および非居住用レイトから地方団体へ再配分されることにより、北部でポール・タックスや非居住用レイトを増やし、南部で非居住用レイトを減少させる。

<改革の影響について>

いずれにしても新税制が導入され、地方団体の歳入は、ポール・タックス、補助金、そして非居住用レイトでもって構成されるようになった。この制度は、人々にいかなる影響を与えることになるのか。少なくとも政治に対しては、極めて重要な決定要因となるであろう。

第一に、1世帯1人のところは税負担が軽減し、3人ないしそれ以上の人数を抱える世帯では、税負担は増加する。また、1世帯2人のところは、税負担が軽減するところと、増加するところが出てくるだろう。彼等がポール・タックスを支払うかどうかは、最終的には昨年度（1989年度）支払った税額との比較による。

一例を挙げると、広大な屋敷に一人で暮らしている未亡人、しかも昨年までは配偶者がおり、1000ポンド以上をレイトに支払っていたとする。今年度は、ポール・タックスとして360ポンドを支払うことになる。

逆に狭い家屋に居住している4人家族（子供は除く）のところでは、昨年はレイトに300ポンド支払っていたが、今年度はポール・タックスに360ポンドの4人分、すなわち1440ポンド支払うことになる。

また、しばしば引き合いに出される別の例を挙げると、隣同士同じ大きさの家に居住し、かたや老婦人、かたや4人の賃金労働者を抱える家族がいるとする。昨年度、レイトにそれぞれ600ポンド支払っていたが、今年度、老婦人の方は、360ポンドのポール・タックスで済むが、他方の家族はポール・タックス4人分の1440ポンドを支払わなければならぬ。このように少家族に比べ、大家族に与える影響の度合いはかなりのものになる。そのため、4人以上の家族は大抵税負担が重くなる。ロンドンには、レイトによる課税額が5000ポンド以上であった屋敷があり、そこに仮に2人で住んでいるとした場合、そこがウェストミンスター区であるなら、昨年度までは年間5000ポンドの課税額が、今年度は1人あたり195ポンド、すなわち2人で合計390ポンドで済んでしまうことになる。例え1人あたりのポール・タックスが、カムデン区(Camden)の場合のように500ポンドであるとしても、1000ポンドで済んでしまう。そのような家族は、税負担が軽くなることになるが、他の人々がその軽くなった負担分を支払うことになる。

社会保障受給者に関しては、この改革による影響をそれ程受けてはいない。昨年まで彼等はレイトの80%を免除されており、今年度も引き続きポール・タックスの80%が課税免除となっている。したがって、若干の課税額アップはあるものの、基本的にはそれ程の負担増とはなっていない。

他方、ポール・タックスの導入により、税負担が以前と比べ非常に重くなる住民がでてきた。そのような人々は、年収7000～9000ポンドと所得が国平均よりも下回るもの、それ程低いというわけではなく、社会保障受給者でもない。彼等の課税額は、昨年までは年300～500ポンドであったのが、今年度は一挙に1000ポンド以上になった。これらのことは、ポール・タックス導入後、かなり後から判明したため、政府は早急

にこれらの人々を対象にした暫定的な救済措置を検討した。環境大臣も、来年度はこの暫定的救済措置を拡大すると声明の中で述べている。

この暫定的救済措置は、新税制の導入により、急激な支出増となるこうした家庭を対象にし、その税負担の急激な増加がある程度緩和しようとするものである。この層は、所得はそれ程高くなく、どうにか生活をやりくりしている人々であり、かつ政治には敏感である。したがって国政選挙でも、こうしたかなり人々が保守党にいれる傾向にある。しかし、保守党政府が導入した新制度が、結果的に彼等への負担増をもたらし、豊かな人々の負担を軽減したことになった。このことは、次回の選挙で保守党へ大きな影響をもたらすことになるであろう。そのため政府は、これらの層が被るであろう負担増をどうにか抑えようと暫定的救済措置を導入した。

この暫定的救済措置は、レイトの額とポール・タックスの額を比較して、ポール・タックスの額がレイトの額を156ポンド以上上回った場合、その上回った分を政府が支払うという内容のものである。しかし、こうした制度にはしばしば生じることがある。計算の基準が異なることがある。すなわち、この政府負担分は、実際に地方団体が設定したポール・タックスよりも低い課税額を基準にして計算されたのである。

一例を挙げると、イングランド北部には、年間200ポンド程度のレイトで済んでいた家屋がかなりあり、この地区では新制度導入以降、ポール・タックスとして1人あたり250ポンド課されることになったと仮定する。このような家屋に2人で生活していた場合、今年度の課税額は500ポンドである。昨年度と比較すると、300ポンドの増分である。したがって、156ポンドを越える負担増には、政府が肩代わりすることになっているので、このような家に対しては政府が144ポンド負担することになる。このように昨年度の課税額と比較した場合、今年度の負担増加額は300ポンドであるが、自己負担分が156ポンド、政府負担分が144ポンドということになる。

しかしながら、この地方団体では、現実にはポール・タックスを350ポンドに決定した。前述の考え方によれば、このさらに上回った100ポンド分は、政府負担分に上積みされることになるが、負担額算出の際にポール・タックスの額は、依然250ポンドとして計算される。したがって、暫定的救済措置を十分認識し、156ポンド以上の負担増はないと考えていたこの家族にとって、356ポンドの大幅な負担増は、まさに寝耳に水であり、理解に苦しむに違いない。勿論、この措置が全く機能しなかったわけではないが、その多くは期待されたほどの効果がなかったのである。政府が、暫定的救済措置を来年度は拡大とした理由はそこにある。政府は、1991年度はこの制度が十分機能し、多くの住民の税負担を軽くすることになるだろうという声明を発表している。

<改革の利点と問題点>

最後に新制度における利点、そして問題点を検討してみよう。

政府がよくいうように、利点はまず地方団体の責任が明確になるということである。そ

れを証明する手立てとして、今年度実施された地方選挙の投票率は、前回と比較するとかなり高かったが、それは地方団体の支出について住民が真剣に考え始めたという現れであると推察される。

第二に、新しい制度そのものが、前制度に比べて理解しやすいものであるということである。レイトは、課税評価が異なれば税額もまちまちであり、住民サイドには理解しがたいものであるのに対して、ポール・タックスは税額が一律であり、一目瞭然である。

第三に、政府の立場からすれば、地方団体のサービスが注目され、とりわけその支出に関心が集まることになることができる。

他方、問題点としては、新制度の運営経費が、前制度の時の2倍になるということである。ポール・タックスを徴収することまで含めれば、約2.5倍になると見込まれている。前制度の下では、レイトはほぼ100%徴収された。滞納額は1%に満たず、したがって極めて効率的に運営されたということができる。他方、新制度の下では、滞納額は確実に約5~10%程度になると見込まれている。

第二の問題点は、大きな混乱をもたらしたことである。新しい制度への移行は、多くの暫定的措置を伴い、また、地方団体間の財源不均衡を是正するための措置が複雑であったため、多くの地方団体に混乱をもたらした。皮肉なことに、こうした混乱が地方団体の支出増を容認する結果になってしまった。

第三は、以前と比べ、税負担の重圧感を感じている人のほうが、税負担が軽減されたと感じている人を上回っていることである。イングランドに住む3600万人のうち、2600万人は以前より税負担が悪化し、残り1000万人が軽減されたとみている。場合によつては、この2600万人という数値は、2700万人とか、2900万人とかになる可能性がある。

さらに大きな問題としては、税負担が悪化した人の税負担増加分の方が、税負担が軽減した人の税負担軽減分よりもかなり多いということである。

ポール・タックスに対する不評は、3、4月の時点に比較するとかなり沈静化してきたとはいえ、依然として不評であることにかわりはない。また、政府は、来年度その実施が予想されている国政選挙をにらみ、ポール・タックスを抑えるため、相当な額の補助金を投入する必要が生じてきた。このことは、当初全く予想もしていなかったことである。もともとポール・タックスを導入した趣旨は、地方団体の歳出を抑えることにあった。しかしながら、結果的には地方団体の歳出は現状維持のままで、さらに政府は、巨額の金を支出するはめに陥ったのである。

ポール・タックスは、英國税制史上、一制度の改革としてはまれにみる最大かつ急激なものである。過去に導入された所得税にしても長年かけて地についたものであるし、旧売上税から付加価値税（VAT）への改革にしても同様であった。政府がポール・タックスを創設した目的は、明らかに地方団体の責任の明確化と支出抑制にあった。この改革に対する国民の反応は批判的であり、政府人気にも陰りが見え始めてきている。

カナダや日本でも、現在税制改革を検討中であるが、ポール・タックスの教訓としては、短期的には税負担が増える人は反発する、つまり、税負担の再配分は反発をくらうということである。また、長期的にみて、ポール・タックスが成功するか失敗するかの指標となるのは、その制度がどれだけ存続することになるかであり、地方団体の責任をどこまで明確化できるかという点である。

制度の存続に関しては、保守党が政権を担当しない限り、ポール・タックスは存続しないといえよう。他の政党、特に労働党が、政権を手中にした際には、ポール・タックスの早期廃止に向け、しかるべき手続きをとることが予想される。実際、レイトを修正した税制度に置き換えると言明している。その制度は、従前のレイトによく似たものであるが、さらに住民への割戻率を高めたものである。したがって、低所得層は請求額の100%を支払う必要はなく、税負担は軽減される。それが一旦実現すれば、その後労働党を引き継ぐ政権党が保守党であるとすれば、保守党はいかなる政策を打ち出すであろうか。

英国の地方団体は、何年もの間、サッカーのボールのように右に左に大きく揺れ動いてきた。それは、ちょうど英国の政治史によく似ている。労働党が政権を担当すると、ある企業を国営化し、かたや保守党が政権を担当すると、その企業を民営化したようにである。地方団体は、現在英国を改革する政治舞台の一角を占めており、当分の間、目を離せそうにない。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ド ル	発 刊 日
第 2 0 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 1 9 号	1 9 9 0 年 米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 1 8 号	米国の救急業務体制（E M S）	1990/10/ 5
第 1 7 号	ロンドンの地方行政－大ロンドンの廃止をめぐって－	1990/ 9/28
第 1 6 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/ 8/20
第 1 5 号	英国の公共支出計画と地方団体－予算編成手続の概要と地方団体の1990年度公共支出－	1990/ 7/30
第 1 4 号	アメリカの地方債	1990/ 6/28
第 1 3 号	英国の1 9 9 0 年統一地方選挙	1990/ 5/28
第 1 2 号	英国の地方財政読本（6）－付録－	1990/ 5/28
第 1 1 号	英国の地方財政読本（5）－地方団体の会計処理－	1990/ 5/28
第 1 0 号	英国の地方財政読本（4）－地方団体の予算－	1990/ 5/28
第 9 号	英国の地方財政読本（3）－地方団体に対する交付金制度－	1990/ 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本（2）－地方税；現行税と新税－	1990/ 4/27
第 7 号	英国の地方財政読本（1）－地方団体の収入と支出－	1990/ 4/27
第 6 号	A C I R （政府間関係助言委員会）の概要	1990/ 3/26
第 5 号	英国地方財政統計 1 9 8 6 / 8 7	1990/ 3/ 1